

「茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成31年 4月 5日（金）～ 令和元年 5月 8日（水）

2 意見の件数 14件

3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	1人	人	1人	1人	人

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数	※	項 目	件 数
1	建築基準条例第27条の改正に関する意見	1件			件
2	建築基準条例第47条の改正に関する意見	1件			件
1・2	建築基準条例の改正全般に関する意見	2件			件
	パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見	8件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件		その他の意見	2件
		件		合 計	14件
		件			

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市都市部 建築指導課 指導担当
0467-82-1111（内線 2324）
e-mail:kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■建築基準条例第27条の改正に関する意見（1件）

(意見1)

改正後“建築物（材質は問わず）すべてに、”明確にしたほうが判り易い

(市の考え方)

茅ヶ崎市建築基準条例（以下「条例」といいます。）の一部の改正は、建築基準法（以下「法」といいます。）第24条に規定する木造建築物等の外壁の防火構造等の防火性能に関する規定が廃止されたことに伴い、条例第22条で規定しているホテル又は旅館について条例で付加している防火関係規定を法改正に基づき削除したものです。

■建築基準条例第47条に関する意見（1件）

(意見2)

除外なしを継続 安全を重視しなければ、100%の保安対策

(市の考え方)

階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の小規模な建築物については、火災初期においては用途による燃え広がり方の差が小さく、在館者が迅速に避難できることから、法第27条の改正により耐火建築物であることが不要とされました。

このことから、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の小規模な建築物について条例の制限の対象から除いたものです。

■建築基準条例の改正全般に関する意見（２件）

（意見３）

条例（改正）（素案）概要（１）技術の進歩・・・（２）そのため合理化（３）そして法改正と記してありますが、もう少し分りやすく条例改正の理由を説明していただけないでしょうか。

（意見４）

今回法改正により条例改正するということで不都合不適切な問題が起きないか。その検討の結果に必要ながあれば上を上廻る基準になってもと思う（茅ヶ崎市はクラスタ地域等がある事情他等も加味する必要はないのか。

（市の考え方）

条例の一部の改正は、法第２４条に規定する外壁の防火構造等に関する制限が廃止されたことに伴い、条例第２７条で規定している同様の防火関係規定を削除しております。

法第２４条が現在と同様の規定内容となった昭和３６年当時と比べ、消防力は格段に向上しており、法第２３条に規定する２０分間の非損傷性・遮熱性を有すれば、延焼の抑制という法第２４条の目的は達成するとされています。

また、法第２７条の改正により、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の小規模な建築物は、火災初期においては用途による燃え広がり方の差が小さく、在館者が迅速に避難できることから制限の対象から除かれました。

これにより、条例第４７条の規定も同様な扱いとしたものです。

これらは、国により検証された建築物の規定の改正であり、条例も法改正に伴って改正したものです。

■パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見（８件）

（意見５）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会で市から実施する回答があったと思うし、実施すれば理解も増すと思うし、パブコメのＰＲ（啓発、情報公開）参加者増になると思う。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、ホームページ、デジタルサイネージ及び広報ちがさきへの掲載を実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも、計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見 6)

一昨年より市政モニター制度が廃止され、その影響か、一昨年も含めパブコメ応募者 1 件、昨年度 2、3 件というのが多かったと思う。応募者が非常に減っているように思うのでその対策を考えて実施して欲しい

(市の考え方)

パブリックコメント手続きは、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策などの決定過程において、市民の皆様からご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの市民の皆様を知っていただけるよう、実施に当たっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内のデジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通じての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発をしているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、より一層の周知を通じた補完に努めております。

パブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見 7)

市はパブコメの概略版を作ると言っていましたが、一昨年も含め発行したのは、非常に少なかったと思う。作れば分りやすさも増し応募者もふえると思う。また、タウン紙に時々パブコメの関連記事が掲載される時もあります。簡潔で分かりやすく感じます。そのようなPRにもなる(資料)を概略版と併せて発行できないでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きを実施する際の資料において、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合には概要版を作成しておりますが、今回の茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例(素案)につきましては素案と資料のページの分量から、概要版を作成せず、見やすさ、分りやすさを考慮して原版のを配架させていただきました。

今後とも、パブリックコメント手続きの実施にあたりましては、市民の皆さまに分りやすい資料の作成に努め、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮してまいります。

(意見 8)

今回のパブコメもっと分りやすく、適切に啓発PRして頂けなかったでしょうか。知らずに終わってしまったような気がします。

(市の考え方)

より多くの市民の皆様を知っていただけるよう、実施に当たっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内のデジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通じての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発をしているところです。

(意見 9)

担当課に当パブコメ資料が置いてなかったことはどうしてでしょうか。他のパブコメは担当課のカウンターに置いてあったと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント開始にあたって、各窓口に資料を配架いたしましたが、今後とも資料が無い状態が起きないように対処してまいります。

(意見 10)

当パブコメの広報掲載が4月15日号(No1116)他のパブコメに比べ非常に遅くまた、募集が始まってからの掲載そして掲載場所がその時々により異なり掲載場所が今までのなかで一番分りにくそうな場所に掲載されたと感じる。パブコメ等は一定形式の(スタイル)で掲載したらと思う。

(市の考え方)

条例の改正案につきまして、調整に予想外の時間を要したことで広報紙などの調整も影響を受けたことを認識しております。

今後とも、パブリックコメント等といった市民参加の方法については適切に実施してまいります。

(意見 1 1)

法改正により条例改正と言うことだと思います。

一定のパブコメしなければいけない基準により今回パブコメ実施と思うが、そのことももう少し説明しなければ、してもよいのではと思う。

(意見 1 2)

条例改正の理由程度の分りにくい説明でパブコメを実施する意味が分かりづらい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民参加条例第 10 条第 2 項により、基本的な制度を定める条例、義務を課し又は権利を制限する条例その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃についてはパブリックコメント手続を実施しております。

本条例は、法に定める規定に加えて、建築物等に対して制限を付加し、設計者、建物所有者等市民に影響を及ぼすことからパブリックコメント手続を実施しました。

今後、本条例は設計者、建物所有者に対して適切な運用に向けて、窓口での相談、建物の管理についての指導・助言の機会に周知啓発を図ってまいります。

■その他意見（2 件）